

【2. 許可の要件について】

(1)「許可要件」「欠格要件」とは

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

建設業の許可を受けるためには、「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

●許可要件

- ① 適正な経営体制を有しており、適切な社会保険に加入していること。(建設業法施行規則第7条第1号、第2号)
- ② 営業所ごとに「営業所技術者等」を配置していること。
- ③ 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

●欠格要件

- ・許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
- ・建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。

(2) 許可要件①(適切な社会保険加入について)

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

下記のいずれにも該当する者であることが必要です。

【建設業法施行規則第7条第2号】

- イ) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

※「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所)をいいます。

(2) 許可要件①(適正な経営体制について)

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

建設業に関し、一定の経験を有する者(常勤役員等1人もしくは常勤役員等1人+当該常勤役員等を直接補佐する者)を配置し、適正な経営体制を確保することが必要です。

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経営業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断され、この要件が定められたものです。

※許可を取得した後に、経営業務の管理責任者が退職され後任が不在となった場合は要件の欠如として許可の取消し(建設業法第29条第1項第1号)となります。

●「建設業の経営に関する一定の経験」とは

経験期間の地位	建設業に関する経営業務の管理責任者	建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位(※1)		建設業の役員又は役員等に次ぐ職制上の地位(※2)	役員等(建設業以外を含む)
経験の内容	経営業務の管理責任者としての経験(例:常勤取締役、令3条使用人)	執行役員等としての経営管理経験	経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合は財務管理・労務管理・業務運営のいずれかの業務	役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験
必要経験年数	5年以上		6年以上	5年以上 (建設業の役員等の経験2年以上を含む)	
常勤役員等を直接補佐する者				建設業の財務管理・労務管理・業務運営についてそれぞれ業務経験5年以上の者(※3) (1人が複数の経験を兼ねることが可能)	
根拠法令	規則第7条第1号イ(1)	規則第7条第1号イ(2)	規則第7条第1号イ(3)	規則第7条第1号ロ(1)	規則第7条第1号ロ(2)

●「常勤役員等」とは

法人である場合: 役員のうち常勤であるもの。
個人である場合: その者又はその支配人。

○「役員」とは

- ・業務を執行する社員…持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する社員
- ・取締役…株式会社の取締役
- ・執行役員…委員会設置会社の執行役員
- ・これらに準ずる者…法人格のある各種組合等の理事等

「これらに準ずる者」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については含まれます。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

○「常勤であるもの」とは

原則として主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

●「建設業に関し」とは

全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととします。

●「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは

法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

●「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

(※1)「経営業務の管理責任者に準ずる地位」の経験とは

- ・執行役員等としての経営管理経験

取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

- ・経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験

経営業務の管理責任者に準ずる地位(法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について従事した経験をいいます。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

(※2)「役員等に次ぐ職制上の地位」とは

申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位のある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

(※3)・財務管理の業務経験…建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払

いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

- ・労務管理の業務経験…社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- ・業務運営の経験…会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

上記の経験は、許可の申請を行っている建設業者及び建設業を営む者における経験に限られます。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

個別認定が必要な場合は、変更予定日の概ね2か月前までに関東地方整備局建政部建設産業一課建設業係宛てに申請を行って下さい。また、詳細については、「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「経営業務の管理責任者の個別認定申請について」を参照ください。

(3) 許可要件②営業所技術者等(1/2)

【建設業法第7条、第15条】

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、**建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置**することが必要です。

※許可を取得した後、営業所技術者等が退職され後任が不在となった場合は要件の欠如として許可の取消し(建設業法第29条第1項第1号)となります。

●「専任」の者とは

その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- ・ 技術者の住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・ 他の営業所において専任を要する職務を行っている者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く)
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

など

注意 「営業所技術者等」は現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

但し以下の要件を満たす場合には、営業所技術者等は主任技術者等を兼ねることができます。

(※専任特例の場合は除く、また(1)~(3)の併用不可)

(1) 専任配置が必要な建設工事

- ① 当該技術者が所属する営業所で契約締結した建設工事であること。
- ② 兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- ③ 「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)①1)~7)を全て満たしていること。
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 専任配置が必要ない建設工事(営業所と工事現場が近接している場合)

- ① 当該技術者が所属する営業所で契約締結した建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら、所属する営業所の職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること。
- ③ 所属する営業所と常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 専任配置が必要ない建設工事((2)の場合以外)

- ① (1)の要件を全て満たしていること。

営業所・現場に配置すべき技術者等の配置関係

「監理技術者制度運用マニュアル」

主たる営業所

- ・ 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者
- ・ 営業所技術者等

従たる営業所A

- ・ 令3条の使用人
- ・ 営業所技術者等

従たる営業所B

- ・ 令3条の使用人
- ・ 営業所技術者等

工事現場

- ・ 主任技術者又は監理技術者

●建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するため、元請・下請問わず、請け負った建設工事を施工する現場ごとに、当該工事について一定の資格を有する者(主任技術者又は監理技術者)を置かなければなりません。

●令3条の使用人とは

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の略。
建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所(主たる営業所を除く。)の代表者である者が該当します。

(3) 許可要件②(2/2)

【建設業法第7条、第15条】

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の特定営業所技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)
<p>① 一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大学又は高等専門学校の指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者・ 高等学校又は中等教育学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者・ 専修学校の専門士又は高度専門士を称するもので指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者・ 専修学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者・ 一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後3年以上の実務経験を有する者 ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。・ 二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後5年以上の実務経験を有する者 ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。・ 10年以上の実務経験を有する者・ 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者	<p>① 一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>② 一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者</p> <p>ただし、指定建設業【注8】は除く。</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け特定建設業の特定営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者・ 指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】

【注1】 営業所技術者等となり得る国家資格者等一覧(別紙②)

【注2】 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《建設業許可事務ガイドラインについて》

【注3】 指定学科一覧(別紙③)

【注4】 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧(別紙④)

【注5】 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 にお問い合わせ下さい。

【注6】 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

- ・ 昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・ 昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

【注7】 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて》

【注8】 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業 / 計7業種

【注9】 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

(4) 許可要件③誠実性

【建設業法第7条、第15条】

許可を受けようとする者が、法人である場合においては当該法人・非常勤役員を含む役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。以下、同じ。)・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合においては本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が、**請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかな者でないこと**が必要です。

●「不正な行為」とは

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為。

●「不誠実な行為」とは

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為。

【誠実性を満たさない場合の例】

- ・ 建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない場合

など

(5) 許可要件④財産的基礎等

【建設業法第7条、第15条】

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足る以下の**財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要**です。既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次のいずれかに該当すること	次のすべてに該当すること
① 自己資本の額が500万円以上であること ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

●「自己資本」とは

- ・ 法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・ 個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

●「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・ 担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により確認します。

●「欠損の額」とは

- ・ 法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。
- ・ 個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に、計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

●「流動比率」とは

- ・ 流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

●「資本金」とは

- ・ 法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・ 個人にあっては期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

(6) 欠格要件

【建設業法第8条】

許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

①許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

②以下のいずれかの事項に該当する場合

(役員等、支配人又は営業所の長に該当者がある場合を含む)

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 建設業法、又は一定の法令の規定(※)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員等)が上記のいずれかに該当する者
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の規定(同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 「刑法(明治40年法律第45号)」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・ 「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・ 「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・ 「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・ 「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・ 「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・ 「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号 以下「労働者派遣法」という。)」第44条第1項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)」第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・ 「職業安定法(昭和22年法律第141号)」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・ 「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条